

令和元年度
おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金

公募要領

令和元年8月

沖縄県環境部環境再生課

補助金の交付申請又は受給をされる皆様へ

おきなわ型省エネ設備等普及事業については、公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、県としましては、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、本補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行って頂きますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が県(又は県委託窓口)に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 県が補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させ、又は着工した設備等については、補助金の交付対象外となります。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、事前に処分内容等について県の承認を受けなければなりません。なお、県は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、県は、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくことになります。
併せて、県から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに、当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

沖縄県環境部環境再生課

1 事業概要

1-1. 目的	5
1-2. 事業概要	
(1)補助金名	5
(2)公募予算額	5
(3)補助対象事業	5
(4)補助対象事業者	5
(5)補助対象経費	6
(6)補助率と補助金額	6
(7)補助対象の事業期間	7

補助対象経費の補足

特定民間観光関連施設について	8
補助事業者の申請について	10
補助対象となる建築物について	12
補助対象経費について	13

2 事業の実施方法

2-1. 事業スケジュール	16
2-2. 公募～交付決定	17
(1)事業の公募について	17
(2)交付の申請について	17
(3)審査について	17
(4)交付の決定について	
2-3. 補助事業の開始～完了	18
(1)補助事業の開始について	18
(2)補助事業の計画変更について	18
(3)工事の完了について	18
(4)補助事業の完了について	18
2-4. 実施報告～補助金の支払い	18
(1)実績報告及び額の確定について	18
(2)確定検査について	18
(3)補助金の支払いについて	19
(4)取得財産の管理等について	19
(5)採択案件の公表について	19
(6)利用状況の報告について	19
(7)交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	19
(8)関係書類の保存及び会計検査への対応について	

3 申請方法

3-1. 申請条件	21
3-2. 提出書類一覧表	21
3-3. 申請方法	22
3-4. 公募期間及び提出先		
(1)公募期間	22
(2)申請書提出先及び問い合わせ先	22

4 交付申請書の様式・入力例

全ての申請において必要な書類	23
----------------	-------	----

5 交付申請書の様式・入力例

該当する申請において必要な書類	37
-----------------	-------	----

1. 事業概要

1 事業概要

1-1 目的

この補助金は、沖縄県知事(以下「知事」という。)が二酸化炭素の削減を図るため、県内の観光関連施設等において省エネルギー設備等の導入の普及拡大に取り組む。

1-2 事業概要

旅館業法の許可を受けたホテル、旅館等及び沖縄振興特別措置法に定める特定民間観光関連施設において、環境対策の効果を有する設備を導入する場合、その経費の一部を補助する。

(1) 補助金名

おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金

(2) 公募予算額

7,083万円(令和元年度)

(3) 補助対象事業

下記の要件を満たす事業を対象とする。

省エネ設備等導入事業：省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備、その他環境対策に資する設備の導入事業

- ① 旅館業法の許可を受けたホテル、旅館等又は沖縄振興特別措置法第8条第1項に定める特定民間観光関連施設に該当する建築物であること(新築・増築の建築物は対象としない)。
- ② 省エネルギー設備の導入の場合、既設の設備(空調、給湯、照明、冷蔵・冷凍、その他設備等)を改修等すること。
- ③ 省エネルギー設備の導入の場合、改修箇所の設備区分(空調、照明などの設備単位)で10%以上、又は建物一棟のエネルギー消費量に対して5%以上の省エネルギー効果があること。
- ④ 補助事業者が補助事業の遂行能力を有し、継続して省エネルギー効果等に関する報告が可能なこと。

(注) 同一敷地内にある複数の建築物で、エネルギー消費量がまとめて計測されている場合、全体を一つの建築物とみなして取り扱うこととする。

- ▼ 「補助対象となる建築物」及び「同一敷地内に複数の建築物がある場合の取り扱い」については、P12を参照
- ▼ 「補助対象となる設備の例」は、P13を参照

(4) 補助対象事業者

原則、建築物及び補助対象事業で取得する設備の所有者とする。

- (注1) 省エネ設備等導入事業で、設備と建築物の所有者が異なる場合、建築物の所有者から設備の設置承諾を得ること。
- (注2) リース、エネルギーサービスプロバイダ、割賦販売、ESCO(シェアードセイビング)等を活用し、事業主と導入設備の所有者が異なる場合、設備と建築物の所有者と共同で申請を行うこと。

- ▼ 「設備の設置承諾」及び「申請者の区分と留意事項」については、P10を参照
- ▼ 「ESCO(シェアードセイビング)、リース、割賦販売の取り扱い」については、P11を参照

(5) 補助対象経費

① 経費区分

以下の区分ごとに補助対象経費を算出する。

設備費	補助事業の実施に必要な機械装置・建築設備材料等の購入、製造(改造を含む)又は、据付等に要する経費(ただし、土地の取得及び賃借料を除く)
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

(注1) 消費税は補助対象外とする。

▼ 各経費区分における「補助対象経費の範囲」については、P13を参照

② 補助対象経費の算定等

補助対象経費(設備費、工事費)は、当該補助事業と同程度の規模、内容と認められる事業の標準価格等を参考として、算定されること。

(注1) 原則、3社以上の競争入札もしくは見積合わせを行い、標準価格の根拠とすること。

▼ 「補助対象経費の根拠」については、P14を参照

③ 他の補助事業との調整

補助対象経費には、国や県からの他の補助金等が含まれないこと。

(注1) 上記補助金等には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項に掲げる負担金、利子給付金並びに同法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。

(注2) 上記補助金等には、「沖縄県補助金等の交付に関する規則」第2条第1項に掲げる交付金、負担金、利子補給金並びに同規則第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。

(6) 補助率と補助金額

① 補助率

省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備、その他環境対策に資する設備の導入
本島地域(※1): 補助対象経費の1/3以内とする。
離島地域(※2): 補助対象経費の1/2以内とする。

※1「本島地域」…沖縄にある島のうち、沖縄島及び沖縄島と橋梁などで接続している島

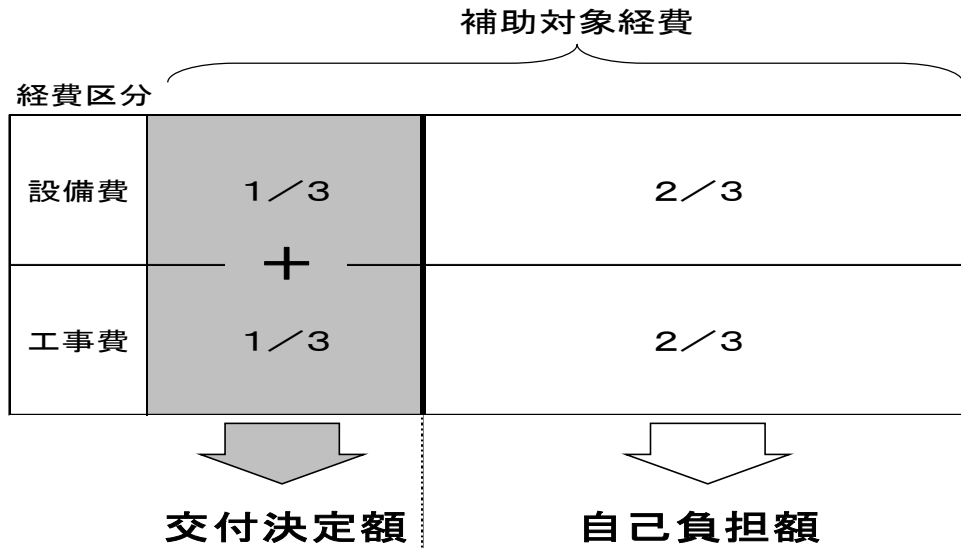
※2「離島地域」…※1以外

② 補助金額

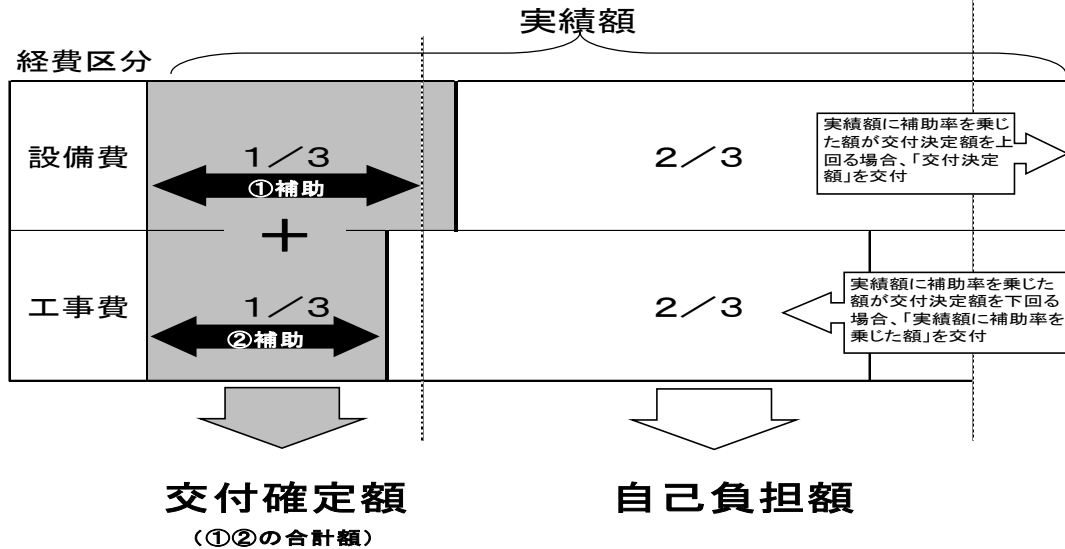
省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備、その他環境対策に資する設備の導入
・上限 2,000万円 補助対象経費の多寡に関わらず補助金の上限は2,000万円とする。
・下限 100万円 補助金の合計が100万円かつ、補助対象経費300万円(離島は200万円)に満たない場合は申請不可とする。

③ 補助スキーム

○補助金交付決定時



○補助金交付確定時(実績報告後)



(注1) 離島地域にあつては、上記の補助率を1/2に読み替える。

(7) 補助対象の事業期間

- ① 公募期間 : 令和元年8月16日(金)～10月18日(金)までに交付申請を完了すること
- ② 交付決定 : 令和元年11月中旬予定
- ③ 工事期間 : 交付決定日～令和2年2月28日までに完了すること
- ④ 事業完了 : 令和2年2月28日までに完了すること
(支払完了)
(完了報告)

(注1) 交付決定以前に契約・着工している場合は、補助対象外とする。

事業概要の補足

■ 特定民間観光関連施設について

(1) 特定民間観光関連施設とは

特定民間観光関連施設とは、沖縄振興特別措置法第8条に定めるスポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設をいいます。(下記参照)

スポーツ・レクリエーション施設	庭球場、水泳場、スケート場、体育館、トレーニングセンター、ゴルフ場、遊園地、野営場、野外アスレチック場、釣り場、マリナー、遊漁船等利用施設、ダイビング施設、野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、遊覧船発着場、ボーリング場
教養文化施設	劇場、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、文化紹介体験施設、図書館
休養施設	展望施設、温泉保養施設、海洋療法施設、国際健康管理・増進施設
集会施設	会議場施設、研修施設、展示施設、結婚式場
販売施設	法令で定める要件(注1)に合致するものとして沖縄県知事が指定する施設に限る。

(注1) 法令で定める要件とは、次の①～④をすべて満たすものをいいます。

- ①小売施設、飲食施設及び附帯施設(スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、観光に関する情報を提供する施設)が一体的に設置される施設
- ②①の事業者が小売施設及び飲食施設を設置
- ③小売施設及び飲食施設の床面積の合計が概ね3,000㎡以上
- ④附帯施設の床面積の合計が小売施設及び飲食施設の床面積の合計の概ね1/4以上

(注2) お土産屋や飲食店単体では対象施設になりません。但し、上記の特定民間観光関連施設と一体となって運営されている施設については、対象となります。詳しくは、県委託窓口までお問い合わせください。

(注3) 上記の特定民間観光関連施設に該当する施設であっても、観光業以外の産業に分類されると考えられる設備は対象外です。詳しくは、県委託窓口までお問い合わせください。

- ・例: 製塩、製糖、酒造等のための設備…製造業なので対象外
- ・例: 施設事務室の照明、空調等…観光客(来場者)は利用しないが、観光業なので対象となる

(2) 特に定義が定められている施設

特定民間観光関連施設として列挙されている各施設のうち、特にその定義が定められている施設は、下記のとおりです。また、質疑応答集もご参照ください。

(1) スポーツ・レクリエーション施設

・トレーニングセンター

主として重量挙げ及びボディービル用具を用い室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。

・遊園地

メリーゴーランド、遊戯用電車その他の遊戯施設を設け、主として当該設備により客に遊戯をさせる施設をいう。

・野営場

野外における宿泊を主たる目的としたレクリエーションの用に供するための施設で、管理施設、炊事施設、汚水処理施設、便所その他利便施設を備えたものをいう。

・野外アスレチック場

専らスポーツ又はレクリエーションの用に供するため、材木、ロープ等で組み立てられた構築物が自然の地形等を利用して野外に連続的に配置された施設で、管理施設、休憩所その他利便施設を備えたものをいう。

・釣り場

海、湖等においてレクリエーションの目的で魚類等を釣るための施設で、釣り桟橋、蓄養施設、管理施設、照明施設その他利便施設を備えたものをいう。

・マリナー

スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留する係留施設及びこれらの船舶の利便に供する港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号の二又は第九号の三から第十号の二までに掲げる施設(陸上船舶保管施設、係留施設その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものを除くものとし、同項第四号に掲げる施設にあっては駐車場に限るものとし、同項第九号の三に掲げる施設にあっては緑地、広場、植栽及び休憩所に限るものとし、同項第十号に掲げる施設にあっては専ら乗組員が利用するものに限るものとする。)により構成される施設をいう。

・遊漁船等利用施設

スポーツ又はレクリエーションの用に供する遊漁船(遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第二項に規定する船舶をいう。)その他の船舶を係留する係留施設及びこれらの船舶の利便に供する漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条第一号イ若しくはハ又は第二号イ、ロ、ホ、トからヌまで若しくはカに掲げる施設(陸上船舶保管施設、係留施設その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものを除くものとし、同条第二号イに掲げる施設にあつては駐車場に限るものとし、同号トに掲げる施設にあつては荷役機械並びに製氷、冷凍及び冷蔵施設に限るものとし、同号リに掲げる施設にあつては宿泊所を除くものとし、同号カに掲げる施設にあつては広場、植栽及び休憩所に限るものとする。)により構成される施設をいい、同法第六条第一項から第四項までの規定に基づき指定された漁港の区域内において整備されるものに限る。

・ダイビング施設

海洋でダイビングを行う者の利便の向上のために設置される施設で、講習室(実習用プールを含む。)を備えたものをいう。

・遊覧船発着場

遊覧の用に供する船舶のために設置される係留施設、旅客施設及び船舶役務用施設をいう。

(2) 教養文化施設

・劇場

観客を収容し、劇、音楽、映画等を鑑賞させる施設をいう。

・博物館

歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供する施設をいう。

・文化紹介体験施設

自然、伝統的な美術品、工芸品、園芸品若しくは生活文化、伝統芸能若しくは歴史資料を映像により紹介するための施設又は伝統的な美術品、工芸品若しくは園芸品の製作の体験若しくは伝統的な生活文化の体験のための施設をいう。

(3) 休養施設

・展望施設

高台等の地形を利用し、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施設をいう。

・温泉保養施設

温泉を利用して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設(宿泊の用に供する施設を備えたものを除く。)で、温泉浴場、健康相談室(医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。以下この号において同じ。)及び休憩室を備えたものをいう。

・海洋療法施設

海水、海藻、海泥その他の海洋資源若しくは海洋性気候その他の海洋環境の有する医学的な治療効果、健康増進効果、美容・瘦身効果等を利用した病気の治療、保養、健康増進等又はこれらに関する人材の育成若しくは研究開発を行うための施設で、浴槽、プール、シャワー施設、サウナ施設、マッサージ施設、トレーニングルーム(室内において体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。以下この号において同じ。)、診療施設、研修施設又は研究施設を備えたものをいう。

・国際健康管理・増進施設

病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設(宿泊の用に供する施設を備えたものを除き、通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域限定通訳案内士又は沖縄特例通訳案内士その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であつて、外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されているものに限る。)で、浴場又はプール、有酸素運動施設(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う施設をいう。)又はトレーニングルーム及び健康相談室を備えたものをいう。

(4) 集会施設

・会議場施設

複数の会議室を有する施設で、会議に必要な視聴覚機器を備えたものをいう。

・研修施設

複数の講義室を有する施設で、実習室及び資料室を備えたものをいう。

(5) 販売施設

沖縄振興特別措置法第八条第一項の規定により沖縄県知事が指定する販売施設のうち、沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)第七条第一号に規定する小売施設及び飲食施設

■ 補助事業者の申請について

(1) 申請者※の区分と留意事項

※申請者とは、補助金の交付を申請しようとする者のことを言う。

区分	留意事項	備考
建築主等	<ol style="list-style-type: none"> 申請者は原則、建築物を現に所有し、かつ当該建築物において補助事業で設備を取得しようとする者とする。設備を取得しようとする者が複数の場合は、原則、全員の共同申請とする。 区分所有の建築物の場合で、建築物の所有者が複数存在し、設置される設備が共用又は部分共用の場合、申請時に原則、建築物所有者全員の承諾をとることにより、区分所有法(建物の区分所有等に関する法律)に規定される管理者又は管理組合法人が代表して申請できるものとする。この場合、事業に関する集会の決議と規約を保管すること。 設備を取得しようとする者と建築物所有者が異なる場合は、申請時に建築物所有者全員の設備設置承諾書を提出することにより、設備を取得しようとする者単独で申請できるものとする。 	登記簿にて所有権を確認できること。
ESCO等事業者 (共同申請者)	<ol style="list-style-type: none"> シェアードセービング事業とし、上記建築主等と共同申請とする。 申請における省エネルギー効果を保証できること。 ESCO等の料金から補助金相当分が減額されていること。 ESCO等の契約は、導入設備を法定耐用年数(複数の場合は最長のもの)の間、使用することを前提としたものであること。 同一事業において、自己購入とESCO等の併用がないこと。 	複数のESCO等事業者を介しての申請は不可。
リース事業者 エネルギーサービス プロバイダ 割賦販売事業者 (共同申請者)	<ol style="list-style-type: none"> リース、エネルギーサービスプロバイダ又は割賦を利用する場合は、上記建築主等と共同申請とする。 リース料、エネルギーサービス料又は割賦料から補助金相当分が減額されていること。 リース及びエネルギーサービスプロバイダの契約は、導入設備を法定耐用年数(複数の場合は最長のもの)の間、使用することを前提としたものであること。 同一事業において、自己購入とリース、エネルギーサービスプロバイダ又は割賦の併用がないこと。 	複数のリース事業者又は割賦事業者を介しての申請は不可。

(注1) 公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められない申請者は対象外とする。

(注2) 建築物が証券化されている場合は、受託者、受益者双方の共同申請とすること。

(注3) 複数の申請者にて共同申請を行う場合は、各申請者間の連携を図り補助事業が円滑に推進できること。

(2)リース、ESP、割賦販売、ESCO等の取り扱い

● リースの取り扱い

・リース料金

リース料から補助金相当分が減額されていること。

・リース期間

導入した補助対象設備は、法定耐用年数の間使用することを前提とした契約とすること。
なお、リース事業者が保有する設備を契約終了後に共同申請者に譲渡する契約も認める。
よって、共同申請者は所有権移転後も、補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることを要する。

● エネルギーサービスプロバイダ(ESP)の取り扱い

・サービス料金

サービス料金から補助金相当分が減額されていること。

・サービス期間

導入した補助対象設備は、法定耐用年数の間使用することを前提とした契約とすること。
なお、ESP事業者が保有する設備を契約終了後に共同申請者に譲渡する契約も認める。
よって、共同申請者は所有権移転後も、補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることを要する。

● 割賦販売の取り扱い

・割賦料金

割賦料金から補助金相当分が減額されていること。

・所有権

割賦期間が終了した際は、速やかに共同申請者に所有権移転がおこなわれる契約内容であること。
なお、共同申請者は所有権移転後も、補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとする。

● ESCO等の取り扱い

・削減保証量・ペナルティ

ESCO等の契約書には削減保証量(GJ/年)を記載すること。削減保証量は県が認める特段な理由がない限り、申請書に記載したものと同一数値にすること。
また、削減保証量未達の場合の明確なペナルティ条項が無いESCO等の契約は認めない。

・サービス料金

ESCO等のサービス料金から補助金相当分が減額されていること。

・サービス期間

導入した補助対象設備は、法定耐用年数の間使用することを前提とした契約とすること。
なお、ESCO事業者等が保有する設備を契約終了後に共同申請者に譲渡する契約も認める。
よって、共同申請者は所有権移転後も、補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることを要する。

■ 補助対象となる建築物について

(1) 補助対象となる建築物

旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に基づく知事の許可を受けたホテル、旅館等の施設を含む建築物及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第8条に定める特定民間観光関連施設を構成する建築物とする。

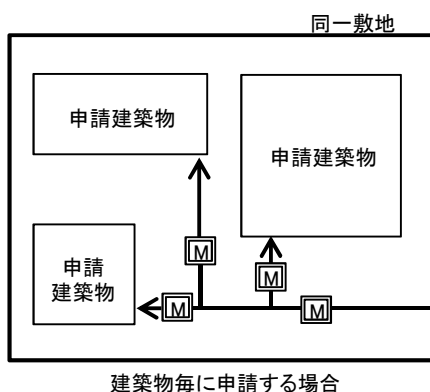
(注1) 当該建築物であっても、一部対象外となる設備があります。(P13参照)

(2) 同一敷地内に複数の建築物がある場合等の取り扱い

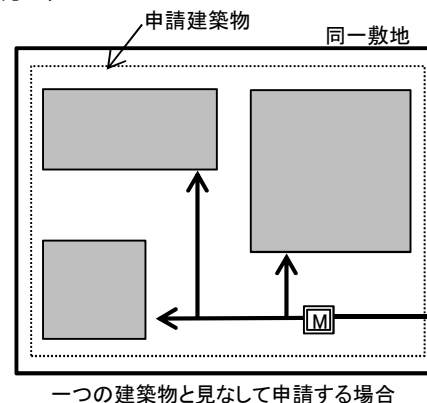
原則、補助対象となる建築物一棟につき一申請とする。同一の申請者が複数の建築物について申請する場合、申請は建築物ごとに行うものとする。

- ・ 同一敷地内に複数の建築物があり、建築物ごとにエネルギー計測が行われている場合は、それぞれの建築物ごとに申請する。(例1)
- ・ 同一敷地内に複数の建築物があり、エネルギー計測がまとめて行われている場合は、全体を一つの建築物と見なして申請できる。(例2)
- ・ 同一建築物に複数の計量がされており、その中に運営主体が異なる計量単位(テナント等)がある場合は、エネルギー消費量の計算等において、当該計量単位を除外して申請できる。(例3)

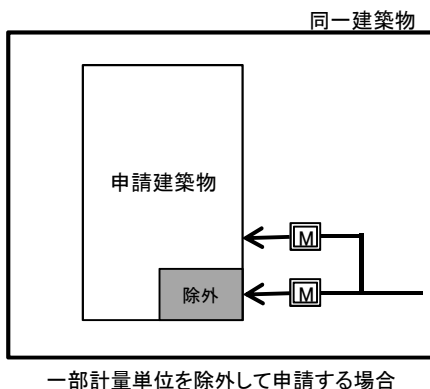
(例1)



(例2)



(例3)



■補助対象経費について

(1)補助対象経費の範囲(省エネ設備等導入事業)

省エネ設備等導入事業の補助対象経費の区分、対象範囲等は下表のとおりとする。

● 補助対象経費の区分、対象範囲、設備等の例

区分	種別	項目	対象範囲	補助対象設備等の例
設備費	省エネルギー設備	空調・給湯設備	一定の省エネルギー効果のある機器及び器具に限る	○熱源機器 (冷凍機、ボイラ等) ○ポンプ (既存機器を高効率機器へ置き換え等) ○空調機器 (高効率パッケージ型及びビル用マルチエアコン、ルームエアコン、ガスヒートポンプエアコン等)
			熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る	○熱源付帯設備 (冷却塔、冷却水ポンプ、一次ポンプ、補助ボイラ等)
		照明設備	省エネルギー機器に限る	インバータ照明、高輝度型誘導灯、照度センサー、人感センサー、LED照明等
		冷蔵/冷凍設備	省エネルギー機器に限る	業務用冷蔵・冷凍庫、冷凍ショーケース等
		電源	一定の省エネルギー効果のある機器及び器具に限る	高効率トランス等
		換気機器	一定の省エネルギー効果のある機器及び器具に限る	インバータファン、全熱交換器、モータダンパ等
		断熱等	省エネルギー効果を定量的に計算できる場合に限る	遮熱フィルム、ルーバー、外断熱、複層窓・ガラス等
	自動制御装置	一定の省エネルギー効果のある機器及び器具に限る	制御機器、盤類(自動制御盤、インバータ盤等)	
	再生可能エネルギー設備	再生可能エネルギー設備	「電気事業法による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」で定める設備認定を受けないこと。発電した電気を全て自家消費するものに限る。	太陽光、風力、水力、バイオマス、地中熱、太陽熱等の発電・熱利用設備
	環境対策に資する設備	節水効果に係る設備	節水効果があるもの	節水シャワー等
工事費			設備の設置と一体不可分な工事に限る	基礎工事、仮設費、運搬費、搬入据付費、機器保温塗装工事費、ダクト・配管工事費、自動制御計装工事費、電源工事費、試運転調整費、工事管理費等

※上記一覧に記載の無い設備を申請しようとする場合は、都度、県委託窓口へ相談すること。

● 補助対象とならない事業・設備・経費の例

- ・「省エネルギー設備の導入」については、設備区分単位で、エネルギー使用量が増加する事業
- ・「省エネルギー設備の導入」については、使用エネルギーの変更を伴う設備区分について、一次エネルギー使用量が増加する事業
- ・資産計上できない設備等
- ・防災設備、防犯設備、昇降機設備
- ・省エネルギーに寄与しない設備工事・建築工事等（電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、装飾品、点検口等）
- ・運用にかかる費用（電力費、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等）
- ・家電に類するもの（但しルームエアコン等は補助対象とする）
- ・観光客(来場者)が利用せず、かつ観光客(来場者)のための利用に供しない設備で、観光業以外の産業に分類されると考えられる設備(例:製塩、製糖、酒造等のための設備…製造業)
- ・機器撤去・処分費
- ・消費税

(2) 補助金額の確定

補助金額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、配分された経費ごとに対応する補助金の交付決定額とのいずれか低い額の合計額とする。(P7参照)

(3) 補助対象経費の根拠

交付決定後、補助事業を発注する過程において補助対象経費の妥当性をはかるため、補助事業の遂行上著しく困難、又は不相当である場合を除き、3社以上の競争入札等を行うこと。
(交付申請時には競争入札は要件としない。ただし、申請前に行った入札結果もその妥当性を認める)

なお、実施にあたっては以下に留意すること。

- ① 工事見積業者の選定にあたっては、同業種の業者を選定(競争関係の成立する業者選定)すること。
補助事業者内の決裁等において、業者の選定理由を明確にすること。
- ② 見積業者に対しては、必ず補助事業者自身が見積の依頼をすること。
その際、原則現場説明を行い、見積要項、仕様書、見積図書などを提供し、見積条件を明確にすること。
- ③ 見積用の図面には見積範囲、機器類の仕様・性能などを明記し、正確な見積が行えるようにし、見積落ちや過剰見積が生じないように十分に注意すること。
- ④ 見積に関する質問書を質問の有無に係わらず必ず受領すること。質問がある場合は必ず質疑回答を全工事見積業者に行い、その記録を保管すること。
- ⑤ 各社の見積内訳を比較することによって、各設備項目の価格の妥当性について必ず検証すること。
同一項目で極端な価格差がある場合は、見積書を取り直すなど、同一レベルでの見積比較を行った上で、最低落札価格を決定すること。

(注1) 見積費目は設備費、工事費と明確になっていること。
また、必要に応じて「空調」「照明」「給湯」「冷蔵・冷凍」「その他」等 設備区分も分け、判別しやすい書式になるように努めること。

(注2) 見積単価に消費税は含まないこと。

(注3) 以下のような場合は、競争関係の成立する事業者の選定とは認めない。

選定業者例	選定可否	理由	対応方法
総合建設業	×	一般工事において、元請け、下請けの関係があり適正な競争関係が成立しない	例えば3社すべて設備工事業から指定
設備工事業			
専門工事業			

選定業者例	選定可否	理由	対応方法
専門事業者A社	×	B、C社はA社の代理店であり適正な競争関係が成立しない	A社以外に因果関係のない2社を選定
専門事業者B社(A代理店)			
専門事業者C社(A代理店)			

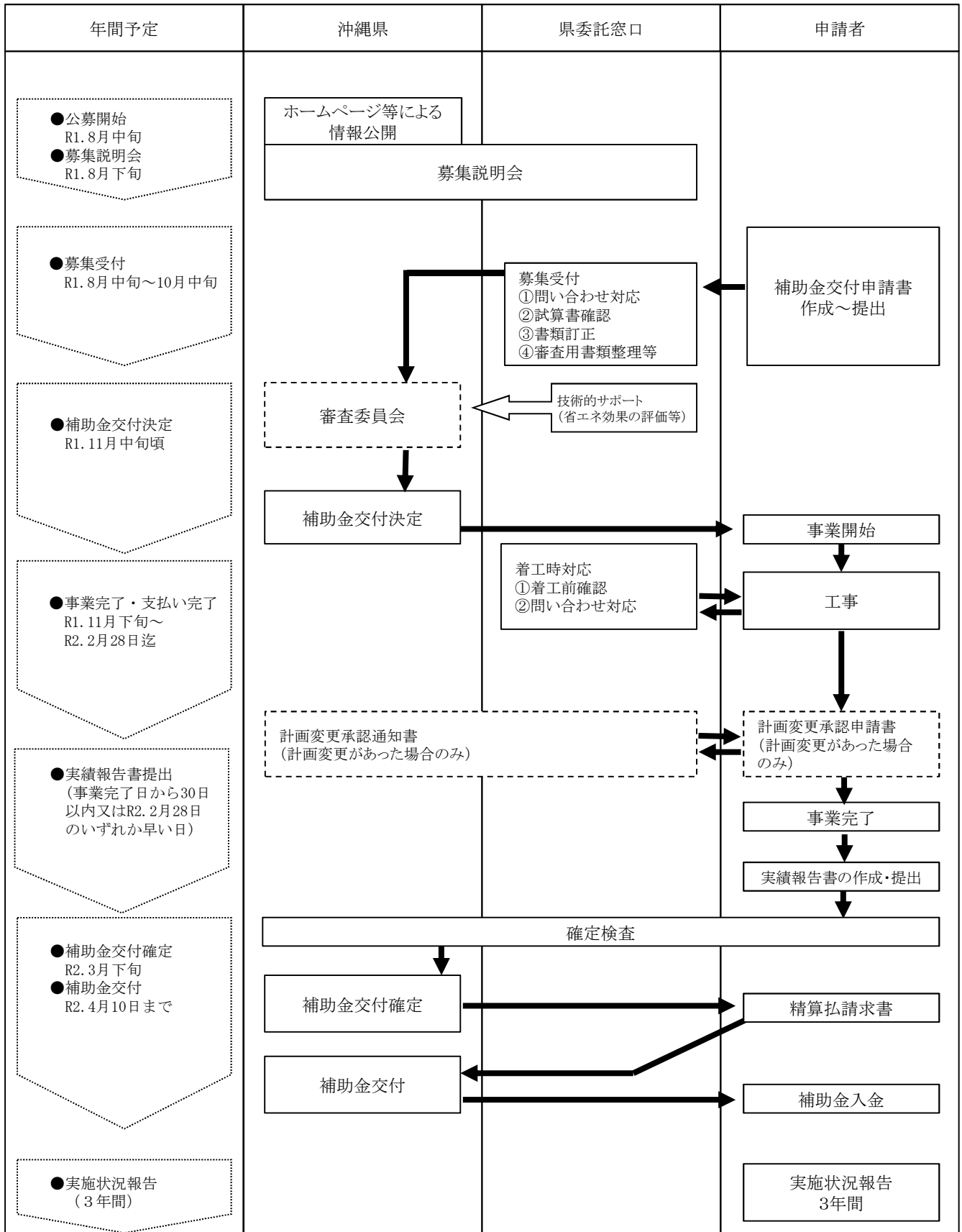
選定業者例	選定可否	理由	対応方法
子会社A社	×	補助事業者と資本関係がある場合は、適正な競争関係が成立しない	子会社以外に、因果関係がない2社を選定に参加
子会社B社			
子会社C社			

(注4) JV構成にて工事を検討する場合、分離発注する場合は、必ず見積先選定前に相談すること。
(JV構成業者のみでの競争入札、見積合わせは不可とする)。

2. 事業の実施方法

2 事業の実施方法

2-1 事業スケジュール



2-2 公募～交付決定

(1)事業の公募について

県は、申請者に対し、一般公募を行い、補助事業の申込みに必要な事項について、必要に応じて説明を行う。
また、県は県環境再生課ホームページ(<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/saisei/index.html>)に公募情報を掲載する。

(2)交付の申請について

申請者は、後掲の記載例に従って必要書類を3部作成し、うち2部を一般社団法人沖縄CO2削減推進協議会(以下「県委託窓口」)に提出する(残り1部は申請者が控えること)。
申請にあたっては、申請者区分を確認し「チェックシート」(P24参照)に従って、各提出書類の漏れがないかを確認すること。

(3)審査について

①審査項目は以下の通りとする。

(省エネ設備等導入事業)

- 1.省エネルギー設備の導入及び再生可能エネルギー設備の導入については、当該設備の導入による二酸化炭素削減量及び費用対効果を勘案して評価を行う。
- 2.環境対策に資する設備の導入については、処理能力等を勘案して評価を行う。
- 3.その他
 - ・省エネルギー等環境対策に関する事業者の他の取り組み
(環境対策に関連する認証(ISO14001、エコアクション21等)の取得など)
 - ・事業の確実性 等

②審査方法

県が設置する審査委員会にはかり、審査項目に従って審査を行う。

③補助事業者の選定

委員会において審査し、補助事業者を選定する。公募が予算額を超える場合は、以下の調整をする場合がある。

【調整事項】

- 1.委員会の評価が上位のものを優先しての採択
- 2.交付決定金額の調整

(4)交付の決定について

交付決定にあたっては、県に設置した審査委員会における補助事業者の選定結果を踏まえ、さらに以下の事項に留意して採択者を決定する。必要に応じて申請者へヒアリングを行う。

- ・補助対象経費(設備費、工事費)は、補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として、算定されていること。
- ・補助対象経費には、国や県からの他の補助金等が含まれないこと。

交付決定の結果については、補助金交付要綱に従って申請者に通知する。なお、申請案件について他の補助事業等と重複して申請している場合、それらを取り下げを条件に交付決定することがある。

2-3 補助事業の開始～完了

(1)補助事業の開始について

補助事業者は、県から交付決定通知を受けた後に初めて補助事業の開始(工事などの契約、発注)が可能となる。なお、交付決定前に契約、発注等を行っていた場合は、交付決定の取消しとなる(ESCO事業等の補助対象事業部分も例外ではない)。

(2)補助事業の計画変更について

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合は、あらかじめ県に報告し、県の指示に従うものとする。

(3)工事の完了について

当該工事が竣工した時点をもって、工事完了とする。

(4)補助事業の完了について

補助事業者が、工事請負業者等に対して全ての支払いを完了した時点をもって、補助事業の完了とする。

2-4 実績報告～補助金の支払い

(1)実績報告及び額の確定について

補助事業者は、事業完了したときから30日以内または令和2年2月28日のいずれか早い日までに、「補助事業実績報告書」を県委託窓口に提出する。

県は、「補助事業実績報告書」を受領した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い(確定検査の実施)、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知(確定通知)する。

なお、補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事等を含む)がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とすることがある。

(2)確定検査について

確定検査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものである。確定検査に合格しない場合は、補助金の支払いができないばかりでなく、交付決定の取り消し、不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行に当たっては、細心の注意を払い実施すること。

(3)補助金の支払いについて

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」を県に提出する。

県は、「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払う。

※共同申請の場合、代表申請者に支払う。

(4)取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

補助事業者は、耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ「補助事業財産処分承認申請書」を県に提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、県は交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがある。

県は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(5)採択案件の公表について

交付決定後、採択案件については事業者名、事業概要等を県Webサイト等に掲載する。

(6)省エネルギー等実績の報告について

補助事業者は、補助事業後3年間、1年ごとに省エネルギー等に関するデータを、交付要綱に定める様式第7「補助事業実施状況報告書」により県へ提出する。但し、省エネルギー等に関するデータの実績値が申請時の目標値を下回る場合は、目標達成まで提出するものとする。

なお、当該データは、県が省エネルギー等に係る普及啓発のために公表する予定である。

(7)交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付要綱等に違反する行為がなされたと判断した場合、次の措置が講じられることに留意すること。

- ①規則第15条の規定による交付決定の取消、第16条の規定による補助金等の返還及び第17条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ②相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ③県の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

※規則:沖縄県補助金等の交付に関する規則

(8)関係書類の保存及び会計検査への対応について

補助事業者は、交付要綱第24条第2項に基づき、補助事業後5年間、関係書類をいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

また、本事業は国の沖縄振興特別推進交付金を財源としていることから、国による会計検査の対象となる。補助事業者は、会計検査の際には、会計検査院法に基づき、関係書類の提出や検査官による立ち入り検査等に応じなければならない。

<個人情報の利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係わる事務処理をする他、県が開催するセミナー、シンポジウム、事業改善のためのアンケート調査、公募説明会等の連絡について利用することがある。

3. 申請方法

3 申請方法

3-1 申請条件

申請に際しては、「P5「(3)補助対象事業」の条件を満たすこと。

3-2 提出書類一覧表

提出書類チェックシート

補助事業名	株式会社〇〇 △ホテル〇〇設備省エネ改修工事
-------	------------------------

- ◆申請にあたっては、「公募要領」をよく理解した上で申請書類を提出すること。
- ◆インデックスは書類名毎に付けること。また書類の順番を指定の順番から変更しないこと。
- ◆提出書類にある ○:提出必須 該:該当する申請者のみ提出が必要

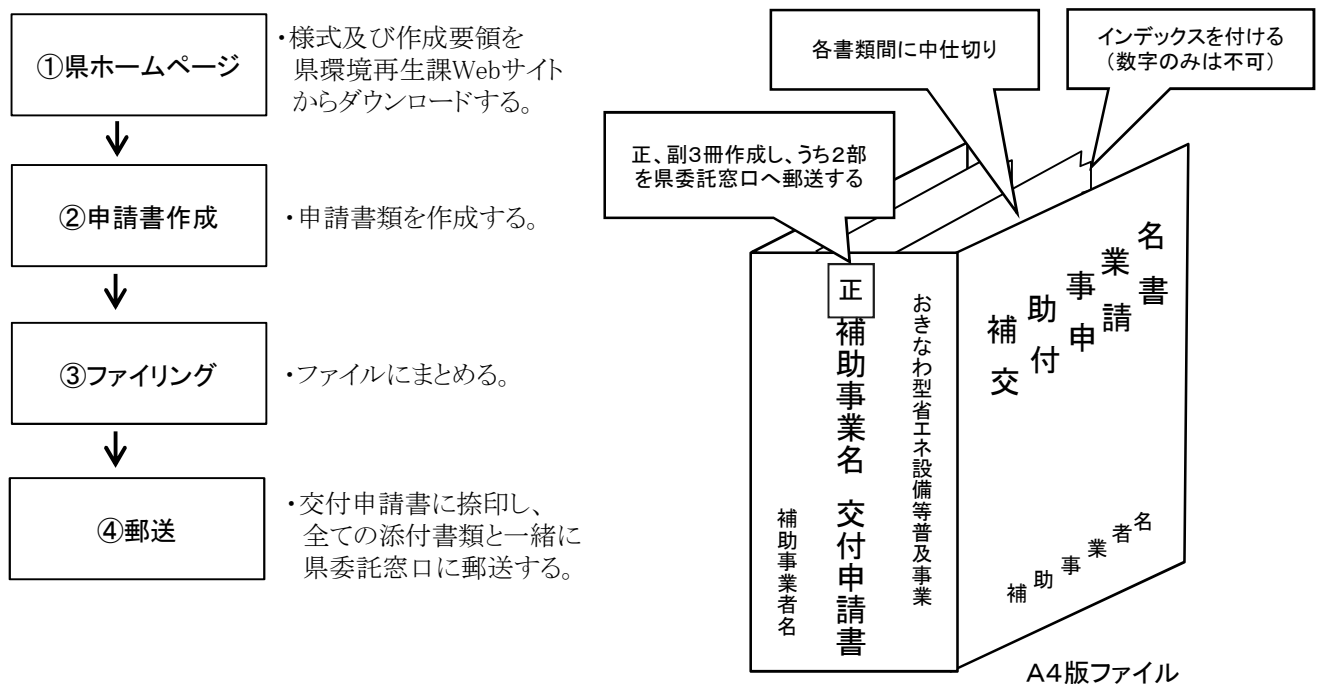
No.	区分	書類名 (インデックスタイトル)	備考	提出書類	確認欄	提出枚数 (部数)
①	チェックシート	提出書類チェックシート	本紙	○		
②	交付申請書	交付申請書 (共同申請の場合は別紙を提出)	様式第1	○ 該		
③	実施計画書	1.実施概要	実施計画書1	○		
		2.補助事業実施体制	実施計画書2	○		
		3.システム提案概要図	実施計画書3	○		
		4.所要資金計画	実施計画書4	○		
		5.建築物全体エネルギー消費量実績値	実施計画書5	○		
		6.省エネルギー・省CO2効果計算書	実施計画書6	○		
		7.省エネルギー・省CO2効果総括表	実施計画書7	○		
	別紙 建築物の所有割合	実施計画書 別紙	該			
	資料	工事の参考見積書		○		
		改修前の機器のカタログ又は機器表の写真 ※1		○		
		改修前の機器配置が分かる図面(平面図・立面図)		○		
		改修後の機器のカタログ ※1		○		
		改修後の機器配置が分かる図面(平面図・立面図)		○		
エネルギー供給会社発行の過去3年間の使用量明細			○			
実施工程スケジュール		○				
④ その他	(1)会社概要書(会社案内・事業案内等) ※2		○			
	(2)事業者の現在事項全部証明書(原本) ※2		○			
	(3)事業実績(決算報告書・財務のあらまし等) ※2・※3	個人の場合は、確定申告の控え ※3	○			
	(4)建物・土地の登記簿謄本(原本)		○			
	(5)設備設置承諾書(設備所有者と建築物所有者が違う場合)		該			
	(6)施設の稼働状況が分かる書類(3年分)		○			
	(7)ESCO等契約書(案)	ESCO等利用のみ	該			
	(8)リース契約書(案)	リース利用のみ	該			
	(9)割賦契約書(案)	割賦利用のみ	該			
	(10)エネルギーサービス契約書(案)	エネルギーサービス利用のみ	該			
	(11)その他事業説明に必要な書類		該			
	(12)作成したデータをコピーしたCD-ROM ※4	提出する書類と同一の内容であること	○			

備考 ※1 カタログには、計算書に入力したメーカー、型番、数値が入ったページに付箋を貼り、内容を蛍光ペン等でメーカーをいれること。
 ※2 共同申請の場合④その他(1)～(3)添付書類が各社分必要。
 ※3 ④(3)事業実績は、直近3箇年度分を提出すること。
 ※4 CD-ROMにコピーする際は必ずダウンロードしたエクセル形式のままコピーすること。(PDF等他の保存形式は不可とする)
 ファイルの種類は「Excel97-2003」とすること。
 ■登記簿謄本、現在事項全部証明書、印鑑証明書、住民票はいずれも発行から3か月以内のものとする。

3-3 申請方法

県Webサイトで「様式及び作成要領」をダウンロードし、提出に必要な書類を作成する。

- ・申請者は、公募期間中に以下の書類を3部作成し、うち2部（捺印した正本1部、副本1部）を県委託窓口へ提出すること。残りの副本1部は申請者の控えとすること。また、作成したデータをコピーしたCD-ROM1枚を提出すること。
- ・申請書類はA4ファイル綴じとし、一冊にまとめ、ファイルには下記図のように表紙及び背表紙に事業名称及び事業者名を記載すること。
- ・各書類が脱落しないように工夫すると共に、前ページの書類名ごと順番にインデックス（数字のみは不可）を付けた中仕切りを挿入し、閲覧しやすいようにまとめること。また、CD-ROMには補助事業名を記載したラベルを貼ること。
- ・CD-ROMに格納するデータの内容は、提出する書類の内容と同一であること。
※ CD-ROMにコピーする際は必ずダウンロードしたエクセル形式のままコピーすること。
（PDF等他の保存形式は不可とする）



3-4 公募期間及び提出先

(1)公募期間

令和元年8月16日(金) ～ 令和元年10月18日(金)

※17時必着

※但し、補助金申請がおおむね30件を超える等、補助金交付決定に遅延の恐れが生じた場合、公募締め切り(令和元年9月13日)前に補助金交付申請の受付を締め切ることがある。

(2)申請書提出先及び問い合わせ先

〒900-0037 沖縄県那覇市辻3-1-40

TEL:098-988-6301

一般社団法人沖縄CO2削減推進協議会 「おきなわ型省エネ設備等普及事業」担当 金城、石垣

お問い合わせ:平日 10:00～12:00、13:00～17:00

※申請者に対して受け取った旨の連絡はしないので、配送事故に備え、配送状況が確認できる手段を使用すること。

4. 交付申請書の様式・入力例

全ての申請において必要な書類

- 提出書類チェックシート
- 交付申請書(様式1)
- 実施計画書
 1. 実施概要
 2. 補助事業実施体制
 3. システム提案概要図
 4. 所要資金計画
 5. 建築物全体エネルギー消費量実績値
 6. 省エネルギー効果計算書
 7. 省エネルギー効果総括表

※提出書類チェックシートの提出書類欄に「該」とある書類はP35以降に掲載

提出書類チェックシート

補助事業名	株式会社〇〇 △ホテル〇〇設備省エネ改修工事
-------	------------------------

申請書を確認しながら、出力後、
レ点・提出枚数を記入すること。

- ◆申請にあたっては、「公募要領」をよく理解した上で申請書類を提出すること。
- ◆インデックスは書類名毎に付けること。また書類の順番を指定の順番から変更しないこと。
- ◆提出書類にある ○:提出必須 該:該当する申請者のみ提出が必要

No.	区 分	書 類 名 (インデックスタイトル)	備 考	提出書類	確認欄	提出枚数 (部数)	
①	チェックシート	提出書類チェックシート	本紙	○			
②	交付申請書	交付申請書 (共同申請の場合は別紙を提出)	様式第1	○ 該			
③	実施計画書	1.実施概要	実施計画書1	○			
		2.補助事業実施体制	実施計画書2	○			
		3.システム提案概要図	実施計画書3	○			
		4.所要資金計画	実施計画書4	○			
		5.建築物全体エネルギー消費量実績値	実施計画書5	○			
		6.省エネルギー・省CO2効果計算書	実施計画書6	○			
		7.省エネルギー・省CO2効果総括表	実施計画書7	○			
			別紙 建築物の所有割合	実施計画書 別紙	該		
	資料	工事の参考見積書			○		
		改修前の機器のカタログ又は機器表の写真	※1		○		
		改修前の機器配置が分かる図面(平面図・立面図)			○		
		改修後の機器のカタログ	※1		○		
		改修後の機器配置が分かる図面(平面図・立面図)			○		
エネルギー供給会社発行の過去3年間の使用量明細				○			
		実施工程スケジュール		○			
④	その他	(1)会社概要書(会社案内・事業案内等)	※2		○		
		(2)事業者の現在事項全部証明書(原本)	※2	・個人の場合は印鑑証明書(原本)と住民票 ・管理組合法人の場合は法人の登記簿謄本 ・組合の場合は登記簿謄本	○		
		(3)事業実績(決算報告書・財務のあらまし等)	※2・※3	個人の場合は、確定申告の控え ※3	○		
		(4)建物・土地の登記簿謄本(原本)			○		
		(5)設備設置承諾書(設備所有者と建築物所有者が違う場合)			該		
		(6)施設の稼働状況が分かる書類(3年分)			○		
		(7)ESCO等契約書(案)		ESCO等利用のみ	該		
		(8)リース契約書(案)		リース利用のみ	該		
		(9)割賦契約書(案)		割賦利用のみ	該		
		(10)エネルギーサービス契約書(案)		エネルギーサービス利用のみ	該		
		(11)その他事業説明に必要な書類			該		
		(12)作成したデータをコピーしたCD-ROM	※4	提出する書類と同一の内容であること	○		

- 備考 ※1 カタログには、計算書に入力したメーカー、型番、数値が入ったページに付箋を貼り、内容を蛍光ペン等でマーカーをいれること。
 ※2 共同申請の場合④その他(1)～(3)添付書類が各社分必要。
 ※3 ④(3)事業実績は、直近3箇年度分を提出すること。
 ※4 CD-ROMにコピーする際は必ずダウンロードしたエクセル形式のままコピーすること。(PDF等の保存形式は不可とする)
 ファイルの種類は「Excel97-2003」とすること。
 ■登記簿謄本、現在事項全部証明書、印鑑証明書、住民票はいずれも発行から3か月以内のものとする。

様式第1

申請日を必ず記入すること。
また申請日は公募期間の日付であること。

〇〇年〇月〇日

補助金の支払いを受ける
事業者名等を記入すること。

沖縄県知事 殿

住所 〒 900-0000
沖縄県〇〇〇市〇〇番地〇〇号

申請者 名称 株式会社〇〇

代表者等名 代表取締役社長 沖縄 一郎

印

登録印であること。

肩書は正しく表記すること。
例) 代表取締役社長
代表執行役 など

商業登記簿謄本に
入力されているとおり、
住所、社名、代表者名を
記入すること。

おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交付申請書

おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

- | | | |
|----------------------|--------------------------------------|--|
| 1 補助事業名 | 株式会社〇〇 △ホテル〇〇設備省エネ改修工事 | |
| 2 補助金交付申請額 | 12,086,485 円 | |
| 3 補助率 | 1/3 | |
| 4 エネルギー削減量
(設備区分) | 11,040 GJ/年 | |
| 5 エネルギー削減率
(設備区分) | 9.4% | |
| 6 二酸化炭素削減量
(設備区分) | 2,914 t-CO2/年 | |
| 7 二酸化炭素削減率
(設備区分) | 35.8 % | |
| 8 費用対効果 | 3,284 円/(GJ/年)
12,445 円/(t-CO2/年) | (補助対象経費合計÷エネルギー削減量)
(補助対象経費合計÷二酸化炭素削減量) |
| 9 設置される設備の概要 | 別紙実施計画書に記載のとおり | |
| 10 共同申請の有無 | 無・有 <u>リース</u> ESP 割賦 ESCO) | |

(備考) 設備を取得しようとする者が複数の場合は、原則、全員の共同申請とする。
リース、エネルギーサービスプロバイダ又は割賦等を利用する場合は、建築物の所有者等と共同申請とする。

簡素にわかりやすい表現とすること
(概ね25文字以内)。仮称等の表現
は不可。

1.実施概要

補助事業名	株式会社〇〇 △ホテル〇〇設備省エネ改修工事
--------------	------------------------

申請者	申請者名	株式会社〇〇	資本金	63,760,000
	住所	〒 900-0000 沖縄県〇〇〇市〇〇番地〇〇号	前年度資産合計	338,794,345
			前年度負債合計	251,036,574
	T E L	098-866-1234	前年度純資産合計	87,757,771
	F A X	098-866-5678	前年度売上高	88,092,524
			前年度経常利益	12,123,038
			前年度当期純利益	8,285,554

補助金の支払いを受ける
事業者名等を記入すること。

事業主体者	申請者名		資本金	
	住所	〒	前年度資産合計	
			前年度負債合計	
	T E L		前年度純資産合計	
	F A X		前年度売上高	
			前年度経常利益	
			前年度当期純利益	

補助金の支払いを受ける
事業者と、設備設置者が
異なる場合記入すること。

いずれかを利用の場合
はチェックを付けること。

	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> ESCO利用 <input type="checkbox"/> リース利用 <input type="checkbox"/> 割賦利用 <input type="checkbox"/> ESP利用
--	---

設備を導入する建築物の
概要を、建物登記簿謄本に
記載のとおり、記入すること。

	名称	株式会社〇〇△ホテル
	所在地	沖縄県〇〇〇市〇〇番地〇〇号
建築物概要	階数	地上4階
	延床面積	1,396.36㎡
	竣工年月	1996年10月
	共同所有	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし

共同所有、申請条件は該当する
ものにチェックをすること。

事業概要	補助対象経費 (建物全体)	I 設備費	22,437,660 円
		II 工事費	13,066,200 円
		合計	35,503,860 円
	補助率	1/3	
	補助金交付申請額	11,834,620 円	
	費用対効果①	(補助対象経費合計(円)÷エネルギー削減量(GJ/年))	17,351 円/(GJ/年)
	費用対効果②	(補助対象経費合計(円)÷二酸化炭素削減量(t-CO2/年))	円/(t-CO2/年)
	エネルギー削減量		2,046 (GJ/年)
	エネルギー削減率		5.8% (%)
	二酸化炭素削減量		(t-CO2/年)
	二酸化炭素削減率		(%)

「4. 所要資金計画」の
金額を入力すること。

「7. 省エネルギー効果総括表」のエ
ネルギー削減量及び削減率を入力す
ること。

1.実施概要

補助事業名		株式会社〇〇 △ホテル〇〇設備省エネ改修工事				
設備概要		<input type="checkbox"/> 空調	<input type="checkbox"/> 照明	<input checked="" type="checkbox"/> 給湯	<input type="checkbox"/> 冷蔵・冷凍	<input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー		<input type="checkbox"/> 環境対策		
	<ul style="list-style-type: none"> ・空調 高効率熱源機器への更新 ・照明 直管型LED照明への更新 ・冷蔵・冷凍 高効率冷蔵・冷凍ショーケースへの更新 ・太陽光発電の導入 ・節水シャワーの導入 					

導入する設備にチェックを付ける

「補助対象経費」合計額の
資金計画内訳を入力すること

資金計画	補助金	11,834,620	円
	自己資金	23,669,240	円
	借入金	0	円
	合計	35,503,860	円

工事完了日は2月28日以前
の日付とすること。

工事完了予定日	令和2年1月30日
事業完了予定日	令和2年2月15日

事業完了日は2月28日
以前の日付とすること。

事業実施に関する事項	(1) 省エネルギー等環境対策に対する本事業以外の取組内容			
	ISO14001の認証取得(○は認証書を添付)	○・×	エコアクション21認証取得(○は認証書を添付)	○・×
	その他環境対策に関する認証取得(○は認証書を添付)	○・×	認証取得はないが、自主的な環境対策を実施(○は別添で説明書添付)	○・×
	(2) 導入する設備の先進性、モデル性(社会的評価、波及効果)			
	<p>例1)照明・空調・給湯と、全館的な設備更新を行うことで、大幅な省エネルギー化・省コスト化が可能となっている。</p> <p>例2)各客室に本事業を含めたホテルの環境対策への取り組みのリーフレットを配置する予定である。</p> <p>(注)他の施設への波及効果を、設備の先進性・モデル性等の点から記載する。</p>			
(3) 長期計画の有無				
<p>例1)平成32年までに隣接する施設に天然ガス用のコージェネレーション設備を更新する計画を立て、取り組んでいる。</p> <p>例2)平成30年までにISO14001の認証取得を目指しており、エネルギー消費量の把握の取り組みを始めている。</p> <p>(注)環境負荷の低減に関する数値目標や、複数年度にわたる環境対策設備の導入計画、その他環境対策に関する計画等について記載する。</p>				
(4) 他の補助金との関係				
なし				
(注)当該事業と直接あるいは間接に関係する他の補助金を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金の内容を記載する。				
(5) その他実施上問題となる事項				
なし				
(注)実施上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載する。				

計画の内容を具体的に記載
すること。

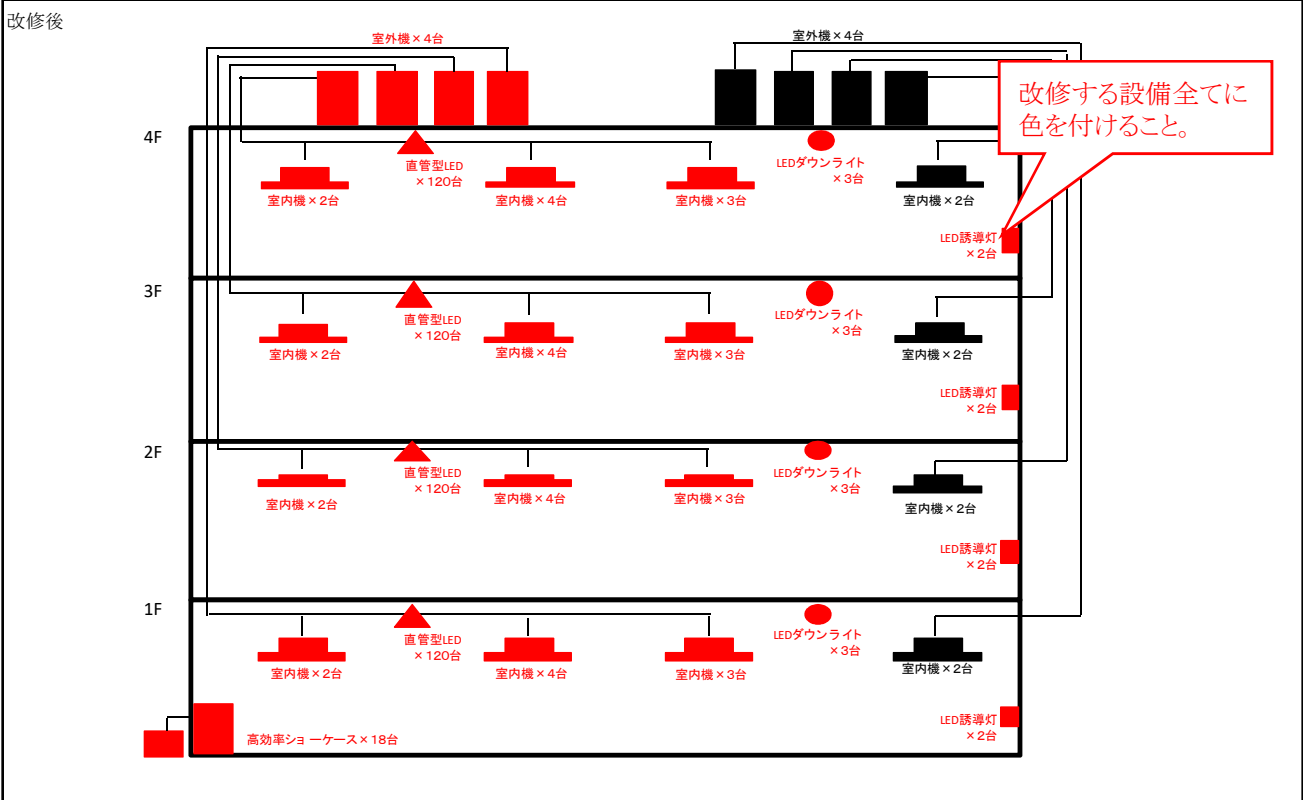
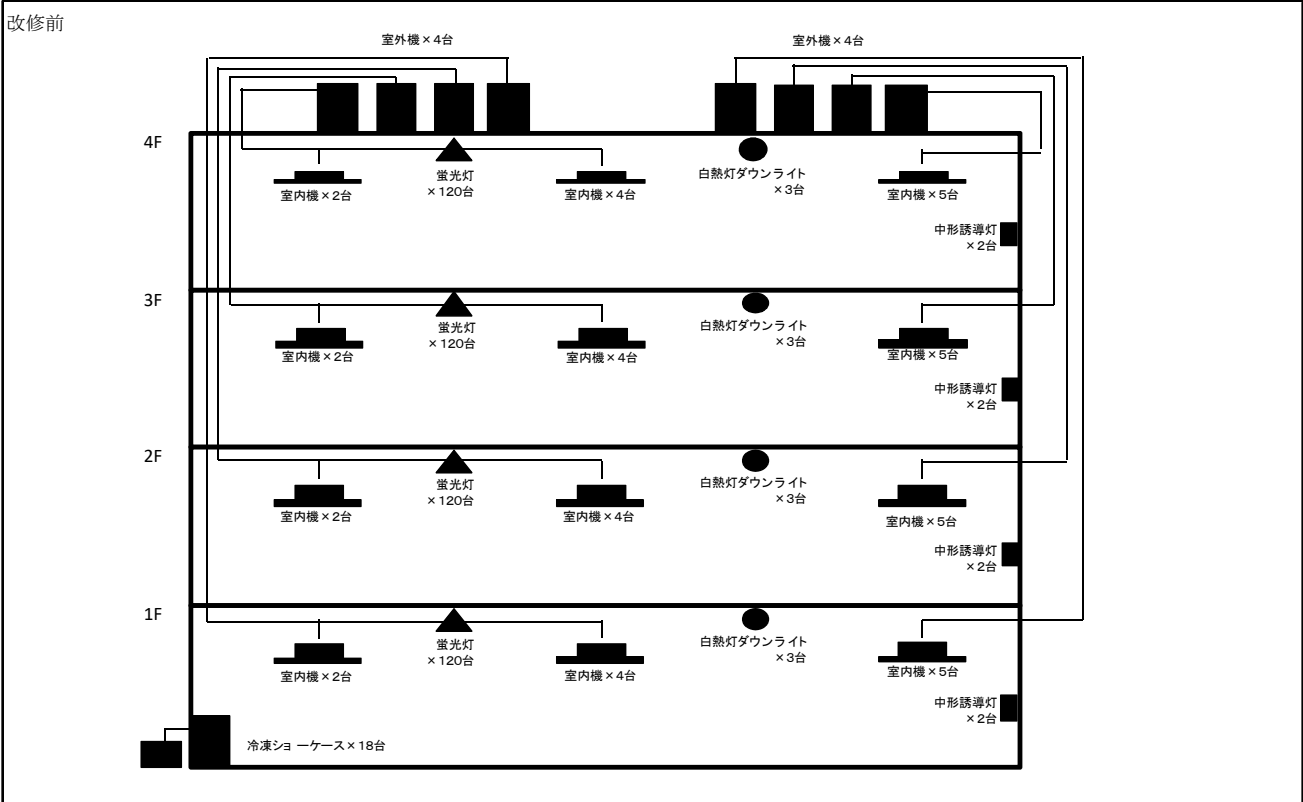
2.補助事業実施体制

補助事業名		株式会社〇〇 △ホテル〇〇設備省エネ改修工事		
事業内容を熟知している担当者を記入すること。	株式会社〇〇		担当者直通の住所・TEL・FAX・メールアドレスを必ず記入すること。	
	総務部 課長			
設備設置者担当者	氏名	沖縄 太郎	携帯番号	090-0000-1111
	E-mail	*****@*****		
	住所	〒 900-0000 沖縄県〇〇〇市〇〇番地〇〇号		
	TEL	098-123-4567	FAX	098-123-4589
ESCO等事業者担当者	会社名			
	所属・役職			
	氏名		携帯番号	
	E-mail			
リース・割賦等を利用の場合には入力すること。	住所	〒		
	TEL		FAX	
	会社名			
	所属・役職			
リース・割賦・ESP事業者担当者	氏名		携帯番号	
	E-mail			
	住所	〒		
	TEL		FAX	
設計・コンサルタントがいる場合は入力すること。	会社名			
	所属・役職			
	氏名		携帯番号	
	E-mail			
設計・コンサルタント担当者	住所	〒		
	TEL		FAX	
	会社名			
	所属・役職			
上記に入力できない担当者がいる場合は入力すること。 ()内に役割を入力すること。	氏名		携帯番号	
	E-mail			
	住所	〒		
	TEL		FAX	
その他担当者 ()	所属・役職			
	氏名		携帯番号	
	E-mail			
	住所	〒		
	TEL		FAX	

3.システム提案概要図

全体のシステムが改修前後で分かるよう記載すること。

補助事業名	株式会社〇〇 △ホテル省エネ改修工事
--------------	--------------------



4.所要資金計画

補助事業名	株式会社〇〇 △ホテル〇〇設備省エネ改修工事
--------------	------------------------

費目	設備区分	項目	補助事業に要する経費(円)	補助対象経費(円)	補助率	補助金交付申請額
I 設備費	空調	高効率熱源機器への更新	5,059,000	5,059,000	1/3	
	照明	直管型LED照明	9,702,260	9,702,260		
	冷蔵・冷凍	冷蔵・冷凍ショーケース	7,276,400	7,276,400		
	再生	太陽光パネル	400,000	400,000		
小計			22,437,660	22,437,660		7,479,220
II 工事費	空調	空調機ファン変风量制御	8,341,000	7,341,000	1/3	
	照明	直管型LED照明	2,896,200	1,896,200		
	冷蔵・冷凍	冷蔵・冷凍ショーケース	4,178,000	3,829,000		
小計			15,415,200	13,066,200		4,355,400
小計						
補助金調整額						
合計			37,852,860	35,503,860		11,834,620

補助対象となる部分の経費のみ入力すること。

空調、給湯、照明、冷蔵・冷凍、再生、環境、その他のいづれかを入力すること。

導入する設備の名称を入力すること。

補助対象外の機器も含めた全体の経費を漏れなく入力すること。

該当する設備区分ごとに明確に分けて入力すること。

金額は全て消費税抜きの金額を入力すること。

補助金額の合計が2000万円を超えないこと。

補助金額の上限2000万円を超える場合は、上限金額に収まるよう、調整金額を入力すること。

- 離島地域の場合は「補助率」を「1/2」に置き換えること。
- 各設備区分毎・経費発生項目毎に記入のこと。
- 上記経費は補助事業と類似の事業において同程度の単価等として換算すること。
- 所要資金計画の根拠となる設計事務所、建設業者、官工事業、メーカー等により作成された参考見積書を各設備区分毎・経費発生項目毎に記載し添付すること。

5.建築物全体エネルギー消費量(GJ)実績値

補助事業名	株式会社〇〇 △ホテル〇〇設備省エネ改修工事
--------------	------------------------

平成30年

月	電気 (kWh)	LPG (m3)	A重油 (リットル)	月別稼働率(%)	
1	31,622.0	1,250.0	25,000.0	80.0%	
2	31,529.0	1,251.0	25,000.0	80.0%	
3	31,252.0	1,252.0	23,000.0	80.0%	
4	36,872.0	1,254.0	25,000.0	80.0%	
5	36,872.0	1,254.0	24,300.0	80.0%	
6	38,798.0	1,255.0	25,000.0	80.0%	
7	45,987.0	1,256.0	26,500.0	80.0%	
8	49,998.0	1,257.0	26,000.0	80.0%	
9	45,564.0	1,258.0	23,200.0	80.0%	
10	44,067.0	1,259.0	24,900.0	80.0%	
11	41,587.0	1,260.0	24,800.0	80.0%	
12	35,258.0	1,300.0	24,900.0	80.0%	
計	467,480.0	15,105.0	300,000.0	平均	80%

使用量を記入すること

使用するエネルギーの種類に応じ、適宜記入すること

月別の稼働率を記入、証明となる資料を添付すること

平成29年

月	電気 (kWh)	LPG (m3)	A重油 (リットル)	月別稼働率(%)	
1	30,587.0	1,523.0	28,900.0	70.0%	
2	31,529.0	1,653.0	19,800.0	70.0%	
3	32,564.0	1,654.0	23,000.0	70.0%	
4	33,694.0	1,655.0	24,000.0	70.0%	
5	36,872.0	1,656.0	24,100.0	70.0%	
6	38,798.0	1,657.0	25,000.0	70.0%	
7	45,987.0	1,658.0	26,500.0	70.0%	
8	49,998.0	1,659.0	26,000.0	70.0%	
9	45,564.0	1,660.0	23,200.0	70.0%	
10	44,067.0	1,661.0	27,900.0	70.0%	
11	41,587.0	1,662.0	24,800.0	70.0%	
12	35,258.0	4,542.0	26,800.0	70.0%	
計	466,505.0	22,640.0	300,000.0	平均	70%

平成28年

月	電気 (kWh)	LPG (m3)	A重油 (リットル)	月別稼働率(%)	
1	30,587.0	31,597.0	22,200.0	90.0%	
2	31,529.0	32,563.0	19,800.0	90.0%	
3	32,564.0	32,925.0	22,500.0	90.0%	
4	33,694.0	33,065.0	25,800.0	90.0%	
5	36,872.0	36,824.0	24,600.0	90.0%	
6	38,798.0	39,936.0	25,600.0	90.0%	
7	45,987.0	45,087.0	29,300.0	90.0%	
8	49,998.0	49,257.0	29,700.0	90.0%	
9	45,564.0	46,097.0	29,100.0	90.0%	
10	44,067.0	43,952.0	25,500.0	90.0%	
11	41,587.0	42,058.0	21,000.0	90.0%	
12	35,258.0	36,196.0	24,900.0	90.0%	
計	466,505.0	469,557.0	300,000.0	平均	90%

3年間合計	1,400,490.0	507,302.0	900,000.0	
熱量換算係数	0.00997	0.11074	0.03910	
熱量(GJ)	13,962.9	56,178.6	35,190.0	
年間平均エネルギー消費量			35,110.5 GJ/年	

■ 3年間分のエネルギー供給会社発行の使用量明細を添付すること。

月別の稼働率を示す資料を添付すること

エネルギー供給会社発行の使用量明細を保管していない場合は、供給会社等に問合せを行い、明細書を必ず添付すること。

「7.省エネルギー効果総括表」の改修前エネルギー消費量の総エネルギー量に入力すること。

6.省エネルギー・省CO2効果計算書

設備
区分

0000

補助事業名

株式会社〇〇 △ホテル〇〇設備省エネ改修工事

改修前

●改修前後での導入設備の設置台数、設備能力、省エネルギー・省CO2
効果及び計算根拠を記入すること。

●改修の全容がわかる図面を添付の上、図面に改修前後の設備が分かるように付番すること。

●設備区分毎に提出すること。

※A4サイズに収まらない場合は、自由に加工し使用してもよい。ただし補助事業名、設備区分
を明記のこと。

改修後

補助事業名

株式会社〇〇 △ホテル〇〇設備省エネ改修工事

改修前

必要に応じて行・列を追加のこと。

系統	型式	能力(kW)		電力(kW)		台数	電力合計(kW)	年間稼働時間(h)	負荷率	年間電力量(kWh/年)
		冷房	暖房	冷房	暖房					
1Fロビー系統	ABC140	12.5	14.0	4.3	5.5	5	24.5	3500	0.4	34,300.0
2Fロビー系統	ABC112	10.0	11.2	3.5	4.2	5	19.3	3500	0.4	26,950.0
2F客室系統	DEF25	2.5	3.6	1.0	1.2	40	44.0	3500	0.2	30,800.0
3Fロビー系統	ABC140	12.5	14.0	4.3	5.5	5	24.5	3500	0.4	34,300.0
3F客室系統	DEF25	2.5	3.6	1.0	1.2	40	44.0	3500	0.2	30,800.0
4Fロビー系統	ABC140	12.5	14.0	4.3	5.5	5	24.5	3500	0.4	34,300.0
4F客室系統	DEF25	2.5	3.6	1.0	1.2	40	44.0	3500	0.2	30,800.0
5Fロビー系統	ABC140	12.5	14.0	4.3	5.5	5	24.5	3500	0.4	34,300.0
5F客室系統	DEF25	2.5	3.6	1.0	1.2	40	44.0	3500	0.2	30,800.0
年間電力量合計(kWh)										287,350.0
改修前エネルギー消費量(GJ/年)										2,864.9

※年間電力量(kWh)及びエネルギー消費量(GJ/年)は、次式にて算出。

年間電力量(kWh) = 冷・暖平均電力(kW) × 台数 × 年間稼働時間(h) × 負荷率(%)

エネルギー消費量(GJ/年) = 年間電力量合計(kWh) ÷ 1,000 × 9.97

改修後

系統	型式	能力(kW)		電力(kW)		台数	電力合計(kW)	年間稼働時間(h)	負荷率	年間電力量(kWh/年)
		冷房	暖房	冷房	暖房					
1Fロビー系統	GHI140	12.5	14.0	3.2	3.0	5	15.5	3500	0.4	21,700.0
2Fロビー系統	GHI112	10.0	11.2	2.5	2.2	5	11.8	3500	0.4	16,450.0
2F客室系統	JKN25	2.5	3.6	0.6	0.5	40	22.0	3500	0.2	15,400.0
3Fロビー系統	GHI140	12.5	14.0	3.2	3.0	5	15.5	3500	0.4	21,700.0
3F客室系統	JKN25	2.5	3.6	0.6	0.5	40	22.0	3500	0.2	15,400.0
4Fロビー系統	GHI140	12.5	14.0	3.2	3.0	5	15.5	3500	0.4	21,700.0
4F客室系統	JKN25	2.5	3.6	0.6	0.5	40	22.0	3500	0.2	15,400.0
5Fロビー系統	GHI140	12.5	14.0	3.2	3.0	5	15.5	3500	0.4	21,700.0
5F客室系統	JKN25	2.5	3.6	0.6	0.5	40	22.0	3500	0.2	15,400.0
年間電力量合計(kWh)										164,850.0
改修後エネルギー消費量(GJ/年)										1,643.6

計算根拠を記載のこと。

※年間電力量(kWh)及びエネルギー消費量(GJ/年)は、次式にて算出。

年間電力量(kWh) = 冷・暖平均電力(kW) × 台数 × 年間稼働時間(h) × 負荷率(%)

エネルギー消費量(GJ/年) = 年間電力量合計(kWh) ÷ 1,000 × 9.97

6.省エネルギー・省CO2効果計算書

作成例(照明設備の場合)

照明

補助事業名

株式会社〇〇 △ホテル〇〇設備省エネ改修工事

必要に応じて行・列を追加のこと。

改修前

使用場所	種類	全光束 (lm)	電力(W)	台数	電力合計 (kW)	年間稼働時間(h)	負荷率	年間電力量 (kWh/年)
1F~5Fロビー	蛍光灯	3,000	40	120	4.8	3,500	0.9	15,120.0
1F~5Fロビー	クリプトン	810	60	200	12	3,500	0.9	37,800.0
各客室	白熱球	1,520	100	300	30	3,500	0.9	94,500.0
各客室	白熱球	810	60	300	18	3,500	0.9	56,700.0
各客室	白熱球	485	40	300	12	3,500	0.9	37,800.0
年間電力量合計(kWh)								241,920.0
改修前エネルギー消費量(GJ/年)								2,411.9

計算根拠を記載のこと。

※年間電力量(kWh)及びエネルギー消費量(GJ/年)は、次式にて算出。

年間電力量(kWh) = 電力(kW) × 台数 × 年間稼働時間(h) × 負荷率(%)

エネルギー消費量(GJ/年) = 年間電力量合計(kWh) ÷ 1,000 × 9.97

改修後

使用場所	種類	全光束 (lm)	電力(W)	台数	電力合計 (kW)	年間稼働時間(h)	負荷率 (%)	年間電力量 (kWh/年)
1F~5Fロビー	蛍光灯型LED (器具一体型)	2,000	22	120	2.64	3,500	0.9	8,316.0
1F~5Fロビー	LEDダウンライト (器具一体型)	600	6.5	200	1.3	3,500	0.9	4,095.0
各客室	LEDダウンライト (器具一体型)	1,000	11	300	3.3	3,500	0.9	10,395.0
各客室	LEDブラケット (器具一体型)	500	8	300	2.4	3,500	0.9	7,560.0
各客室	LEDブラケット (器具一体型)	400	5	300	1.5	3,500	0.9	4,725.0
年間電力量合計(kWh)								35,091.0
改修後エネルギー消費量(GJ/年)								349.9

※年間電力量(kWh)及びエネルギー消費量(GJ/年)は、次式にて算出。

年間電力量(kWh) = 電力(kW) × 台数 × 年間稼働時間(h) × 負荷率(%)

エネルギー消費量(GJ/年) = 年間電力量合計(kWh) ÷ 1,000 × 9.97

7.省エネルギー効果総括表

補助事業名	株式会社〇〇 △ホテル省エネ改修工事
--------------	--------------------

設備区分	改修前エネルギー消費量 (GJ/年)	改修後エネルギー消費量 (GJ/年)	エネルギー削減量 (GJ/年)	削減率 (%)
空調	12,337.4	10,356.0	1,981.4	16.1%
照明	4,764.8	4,700.0	64.8	1.4%
給湯	① 21,271.4	② 21,271.4	0.0	0.0%
冷蔵・冷凍	212.7	212.7	0.0	⑤ 0.0%
その他設備	1,063.6	1,063.6	0.0	①～④の結果から 計算すること。
上記以外	③ 787.0	④ 787.0	0.0	0.0%
総エネルギー量	② 21,271.4	19,225.2	2,046.2	9.6%

① 2. 導入する設備の改修前後のエネルギー消費量と、削減量を計算すること。

原則③の値と同じ数値を入力すること。

⑤ ①～④の結果から計算すること。

③ 「②総エネルギー量」から「①改修前エネルギー消費量の和」を引いた値を入力すること。

P32「5. 建築物全体エネルギー消費量実績値」の年間平均エネルギー消費量を入力すること。

「②総エネルギー量」から「①改修前エネルギー消費量の和」を引いた値を入力すること。

エネルギー消費量	2,046.2	GJ/年
削減率		9.6%

■設備単体での場合

設備区分単位での削減率	
-------------	--

5. 交付申請書の様式・入力例

該当する申請において必要な書類

- ・別紙
※共同申請の場合は提出すること。(リース契約、建築物共同所有等)
- ・建築物の所有割合(実施計画書別紙)
※建築物所有者が複数存在する共同申請の場合は提出すること。
- ・設備設置承諾書
※設備設置者と建築物所有者が違う場合は提出すること。

(別紙) ※共同申請時に使用

共同申請の場合は提出すること。
(リース契約、建築物共同所有者等)

〇〇年〇月〇日

〇〇年〇月〇日の申請については、株式会社〇〇 代表取締役社長 沖繩 一郎を代表申請者とし、下記のとおり共同申請します。また、補助金の交付決定を受けた場合、おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金交付要綱及び関係法令等を遵守し適切に対応します。さらに、事業実施にあたっては当事者間で問題解決を図ることとし、沖縄県に一切の苦情・請求は行いません。

補助事業名 株式会社〇〇 △ホテル〇〇設備省エネ改修工事

住 所 沖縄県〇〇〇市〇〇番地〇〇号

代表申請者 名 称 株式会社〇〇

代表者等名 代表取締役社長 沖繩 一郎

印

登録印であること。

住 所

申請者 名 称

代表者等名

印

登録印であること。

住 所

申請者 名 称

代表者等名

印

登録印であること。

(備考) 本様式は、共同申請(リース契約、建築物共同所有者等)の場合に提出すること

建築物の所有割合	
補助事業名	株式会社〇〇 △ホテル省エネ改修工事

建築物所有者が複数存在する
共同申請の場合は提出すること。

建築物所有者一覧 ※不動産登記簿に記載されている建築物所有者について記入すること。

所有者1 代表事業者 (専有面積が最も多い者)	所有者名	株式会社〇〇		
	資本金	63,760,000円	従業員数	130名
	前年度売上高		前年度純利益	8,285,554円
	所有面積		所有割合	50.0%
所有者1は専有面積が最も多い事業者を入力すること。				
所有者2	所有者名	株式会社〇〇		
	資本金	3,000,000円	従業員数	3名
	前年度売上高	38,765,432円	前年度純利益	325,403円
	所有面積	1,000㎡	所有割合	33.6%
所有者3	所有者名	沖繩 次郎		
	資本金		従業員数	
	前年度売上高		前年度純利益	
	所有面積	490㎡	所有割合	16.4%
所有者4	所有者名			
	資本金		従業員数	
	前年度売上高		前年度純利益	
	所有面積		所有割合	
所有者5	所有者名			
	資本金		従業員数	
	前年度売上高		前年度純利益	
	所有面積		所有割合	

■所有者全員の会社概要、事業者登記簿、事業者実績(決算報告書)を添付すること。

全て登記簿謄本の内容を
入力すること。

